

Ⅲ 就学相談の進め方

1 就学相談の考え方

(1) 就学相談における総合的な判断の基本的な考え方

障がいのある子どもの教育に関する**基本的な方向性**としては、**障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すこと**となります。その場合には、それぞれの子どもが学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点となります。

就学に係る総合的な判断においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断を行ってまいります。

就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、**障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点**から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）より

(2) 本人及び保護者との合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者との合意形成です。よって、**就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しながら、対象となる子ども一人ひとりの教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、十分な説明と合意形成を図った上で決定**してまいります。

また、この際、環境整備や合理的配慮の趣旨を踏まえつつ、子ども一人ひとりに必要な教育上の合理的配慮の提供についても合意形成を図り、個別の教育支援計画に記載したうえで就学先に引き継いでまいります。

さらに、就学先決定の際に、就学後に関しても個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を基にしながら、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容のほか、学習の習得状況等も踏まえて学校や学びの場を必要に応じて見直すことや、見直しのための手続きについても、丁寧に説明し、合意形成を図るよう努めます。

2 就学に係る教育相談の流れ【未就学児の就学相談】

相談開始の時期や相談の状況等により以下のスケジュールは個々に異なることがあります。あらかじめご了承ください。

(1) 教育センターへ電話予約

- ・教育センター（TEL 962-9300または962-8601）に連絡し、お子さんについて心配していることや相談内容をお伝えください。来所相談の予約を承ります。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている場合、**全員、教育センターでの面談が必要となります。**

※特に、特別支援学校への就学を検討されている方については、新年度早い時期（4～6月末）からの相談をお勧めします。

(2) 教育センターでの来所相談

- ・お子さんの様子の観察、保護者との面談を繰り返し実施し、保護者の就学先の選択を支援します。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている方の中で、他機関等で心理検査を実施していない場合は、教育センターで実施することがあります。
※心理検査結果は、就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用します。
- ・面談を繰り返す中で、保護者の意見を伺いながら、相談担当としての考えをお伝えし、可能な限り合意形成を図ります。

(3) 市内小学校の特別支援学級公開、通級指導教室公開の見学

- ・年間2回の特別支援学級公開（全設置校）、年間1回の通級指導教室公開（小・中各1校）を実施します。
- ・公開日が決まりましたら、市HPでお知らせします。（教育センターでの面談でもご案内します）参加を希望される場合は教育センターへご連絡ください。
- ・県立特別支援学校への就学を希望される方は、各学校のホームページを確認の上、見学会や相談会に直接お申し込みください。（教育センターでの面談でもご案内します）
※県立特別支援学校への就学を考えている場合は、**原則、「見学会・相談会等への参加」が必須**となりますので、ご注意ください。

(4) 就学支援委員会における審議

- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を希望される場合、保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ、就学支援委員会において審議を行います。
- ・就学支援委員会は年間5回（5月、9月、10月、11月、2月）に実施します。特別支援学校への就学を希望される方は、埼玉県に就学申請書類を提出するため、10月までの就学支援委員会にて審議を行う必要があります。
- ・就学支援委員会の審議結果については、教育センター担当者よりお電話にてご連絡させていただきます。

(5) 就学先の決定

- ・就学支援委員会の意見も踏まえ、**保護者に就学先を選択していただきます。**就学先については、保護者のご意見を最大限尊重して決定します。就学支援委員会の審議結果と異なる就学先を選ぶことも可能です。
※必要に応じて、教育センターよりご連絡させていただく場合もあります。
- ・1月中旬に教育委員会学務課より就学決定通知が郵送されます。就学先の決定が、1月に入ってからの場合、学務課が送付する「就学指定通知」には基本学区の小学校の通常の学級と記載されています。就学先が異なる場合は、決定後、改めて修正した決定通知が送付されます。

3 就学に係る教育相談の流れ【小・中学生の就学相談】

(1) 学校との就学相談

- ・お子さんの学習、生活上の課題やその支援方法等について学校の先生にご相談ください。
- ・相談の中で、特別支援学校や特別支援学級への転学・転籍を検討されている場合、**教育センターでの面談が必要となります。**

※特に、特別支援学校への転学を検討されている方については、新年度早い時期（4～6月末）から相談を進めていくことをお勧めします。

(2) 教育センターへ電話予約

- ・教育センター（TEL 962-9300 または 962-8601）に連絡し、お子さんについて心配していることや学校との相談状況をお伝えください。来所相談の予約を承ります。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている場合、**全員、教育センターでの面談が必要となります。**

※心理検査をしなければならない場合は、遅くとも11月中に面談がスタート（10月中には予約の電話）していないと次年度の転籍に係る就学支援委員会の審議に間に合わなくなるケースがあります。

(3) 教育センターでの来所相談

- ・お子さんの様子の観察、保護者との面談を実施し、保護者の就学先の選択を支援します。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている方の中で、他機関等で心理検査を実施していない場合は、教育センターで実施することがあります。
※心理検査結果は、就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用します。
- ・面談を繰り返す中で、保護者の意見を伺いながら、相談担当としての考えをお伝えし、可能な限り合意形成を図ります。

(4) 市内小学校の特別支援学級公開、通級指導教室公開の見学

- ・年間2回の特別支援学級公開（全設置校）、年間1回の通級指導教室公開（小・中各1校）を実施します。
- ・公開日が決まりましたら、お子さんの在籍する学校を通してお知らせします。
参加を希望される場合は学校を通してお申し込みください。
- ・県立特別支援学校への就学を希望される方は、各学校のホームページを確認の上、見学会や相談会に直接お申し込みください。（教育センターでの面談でもご案内します）
※県立特別支援学校への就学を考えている場合は、**原則、「見学会・相談会等への参加」が必須**となりますので、ご注意ください。

(5) 就学支援委員会における審議

- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を希望される場合、保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ、就学支援委員会において審議を行います。
- ・就学支援委員会は年間5回（5月、9月、10月、11月、2月）に実施します。特別支援学校への就学を希望される方は、埼玉県に就学申請書類を提出するため、10月までの就学支援委員会にて審議を行う必要があります。
- ・就学支援委員会の審議結果については、教育センター担当者よりお電話にてご連絡させていただきます。

(6) 就学先の決定

- ・就学支援委員会の意見も踏まえ、**保護者に就学先を選択していただきます。**就学先については、保護者のご意見を最大限尊重して決定します。就学支援委員会の審議結果と異なる就学先を選ぶことも可能です。
※必要に応じて、教育センターよりご連絡させていただく場合もあります。

4 就学支援委員会について

(1) 就学支援委員会とは

- ・市の条例に基づいて設置された第三者委員会で、15名の委員を委嘱しています。
- ・教育センター職員は、「就学支援委員会事務局」という立場です。
- ・第三者委員会における審議によって、客観的な視点によって、各児童生徒への支援の必要性和妥当性を審議します。
- ・保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ就学支援委員会にて審議を行います。そのため、保護者の考えと教育センターの意見や就学支援委員会の審議結果が異なる場合があります。
- ・就学支援委員会において審議されるのは、通常学級、通級指導教室（難言・発情）、特別支援学級（知・自情・肢 等）、特別支援学校（知・肢・盲・聾・病等）になります。
- ・医療的ケアの必要性については、就学支援委員会の審議を必要としません。

(2) 審議のめやす

- ・就学支援委員会の審議は、事務局（教育センター）から提案します。
- ・審議する内容は、その子の主たる障害に基づいて内容を検討します。
- ・心理検査結果は客観的指標の1つであり、審議する根拠の全てではありません。
- ・特別支援学校（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害）は、知的発達以外の障害の状況も含めて総合的に検討する。
- ・病弱特別支援学校（けやき特別支援学校）や、病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級 おおぞら）は、病気やけがの発生に基づき、随時、就学支援委員会の審議を求める。

(3) 令和6年度就学支援委員会開催予定

回	期日	主な審議内容
第1回越谷市障害児 就学支援委員会	令和6年 5月21日（火）	委員長・副委員長選出 年度末専決の通級指導教室入級 特別支援学級 転籍 等
第2回越谷市障害児 就学支援委員会	令和6年 9月25日（水）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学校 就学・進学・転学 特別支援学級 就学・進学・転籍
第3回越谷市障害児 就学支援委員会	令和6年10月23日（水）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学校 就学・進学・転学 特別支援学級 就学・進学・転籍
第4回越谷市障害児 就学支援委員会	令和6年11月19日（火）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学級 就学・進学・転籍
第5回越谷市障害児 就学支援委員会	令和7年 2月18日（火）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学級 就学・進学・転籍

※市外からの転入、通級指導教室の入退級等については、年度末に審議を行う場合があります。